水質汚濁防止法に基づく排水基準について

環境基準の維持・達成に向けた環境管理施策としては、これまで排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策等が講じられてきている。このうち、水質汚濁防止法に基づく排水規制に関しては、健康項目に係る排水基準と生活環境項目に係る排水基準が設定されている。なお、今般設定された、亜鉛に係る水生生物保全のための環境基準は、生活環境項目として位置づけられている。

排水基準は、健康項目及び生活環境項目について、一律排水基準が設定されているが、暫定排水基準が設定される場合もある。暫定排水基準は、事業規模及び現在の汚水処理技術から判断して、基準の遵守が困難である場合、期間を限定して適用される。暫定排水基準は、全公共用水域につき一律であるが、業種によって異なる。

(1)健康項目に係る排水基準

環境基準の健康項目として掲げられた項目については、これまで水質汚濁防止法の有害物質として排水基準が設定されている。この基準値のレベルは、水質汚濁に係る環境基準の原則として10倍のレベルとされている。これは、排出水の水質は、公共用水域へ排出されると、そこを流れる河川水等によって、排水口から一定の距離を経た公共用水域においては通常少なくとも約10倍程度には希釈されるであるうと想定された結果である。

有害物質に係る排水基準は、すべての公共用水域について一律に定められている。

(2)生活環境項目に係る排水基準

生活環境項目に係る排水基準は、全特定事業場について一律のものとして定められているが、それは、全特定事業場から排出される水の汚染状態の最低限の基準を社会的、経済的、技術的観点等からの適用可能性から設定する趣旨である。具体的には、BOD、COD、窒素、燐については、一般の生活から排出されるものであることから、一般家庭排水を簡易な沈殿法により処理して得られる数値を許容レベルとしている。また、大腸菌群数は塩素殺菌法によって確保しうるレベルとして定められている。

亜鉛に関しては、現在、5mg/Lの排水基準が設定されている。水質汚濁防止 法制定当初から設定されており、その基準値は、当時の、水道への影響、漁業及び 農作物被害の防止についての見地からの知見に基づいて設定されている。

(3) 都道府県条例で定める排水基準

一律排水基準では水質汚濁防止上不十分であると考えられる水域については、条例で、一律排水基準にかえて適用すべき、より厳しい排水基準を定めることができるとされている。